

# GIFU

# HOSHIZEN

岐阜県環境保全協会報

1993／第14号

平成5年1月1日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

岐阜県の  
五十選

社団法人 岐阜県環境保全協会  
岐阜市薮田1-101 水産会館内

# 目 次

新年のごあいさつ	岐阜県知事 梶原 拓	1
	岐阜市長 蒜田 浩	2
特 集 地球環境まつり'92 「地球環境百科展」		3
地 球 環 境 まつ り'92		
フ ォ ト 集		
地 球 環 境 百 科 展		
地球環境百科展を終えて		
協会だより		9
エッセー 一富士二鷹		11
産廃基金 寄付ご承諾事業所ご芳名		12
トピックス		17
知事 廃棄物処理問題に「公共関与」を表明		
県 平成4年版「環境白書」を発表		
お知らせ		18
大臣認定許可講習について		
特別管理産業廃棄物 収集運搬課程講習 岐阜で開催		
産業廃棄物処理業の許可期限の到来にご注意		
全産連 医療廃棄物専門部会を発足		
解 説 廃棄物処理法Q & A	改正法説明会における質疑の回答	20
改正廃棄物処理法の留意事項		23
別表-1 産業廃棄物の分類		26
別表-2 産業廃棄物処理施設		30
協会入会案内		31
編 集 後 記	広報編集委員 山村けい	32

## 表紙写真

『霧ヶ井・龍神の井（きりがい・りゅうじんのい）。岩村町城山

岩村城の別名、霧ヶ城の名は霧ヶ井の伝説に由来する。枯れることなく、訪れる人の飲料水として利用されている。観光協会等による井戸さらえ等、保全活動が行われている。

（県環境管理課提供）

## 新春を迎えて



岐阜県知事  
梶原 拓  
(社)岐阜県環境保全協会理事長)

平成5年の新春を迎え、会員の皆様方に、心から新年のお慶びを申し上げます。

昨年は、岐阜県と共に開催いたしました「地球環境祭り'92」では、皆様の御協力により、4,000人という多くの参加者を集め、身近なごみのリサイクルについて考えていただくとともに、「分別」「廃プラスチックの再生」をテーマに2つの分科会で真剣な討議をいただきました。

また、同時に開催しました「地球環境百科展」では、再生利用についての最新の技術や情報を多くの企業から提供していただき、家庭の主婦をはじめ日頃産業廃棄物に馴染みのない県民の皆様にも幅広い御理解をいただくことができました。

なお、コンポスト肥料などの再生品の実物提供をいただくなど、適正処理に向けて本協会が果たしている役割について、分かりやすいPRが行われたものと考えております。多彩な内容で祭りを盛大に開催できましたことは、ひとえに会員の皆様の御協力の賜物であり、厚く御礼申しあげます。

また、最終年度になった「岐阜県産業廃棄物対策基金」の造成についても、目標額の達成に全力を傾けているところですが、目標達成までなお一層のお力添えをお願いいたします。

さて、昨年は廃棄物をめぐっていろいろな動きがありました。最終処分場での事故の発生や、これまで以上に強い住民運動の盛り上がりがみられ、産業廃棄物の適正処理の確保が厳しくなっ

てきております。こうした中で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正法の施行が昨年7月に行われ、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」が10月に施行されました。

これらの法整備は、処理施設の設置が全国的に困難になっている状況を背景に、これまで民間依存が強かった産業廃棄物処理を、積極的に公共関与をしていかないと、適正処理の確保はできないという危機感から行われたものであり、そのための制度的枠組が示されたものであります。

その中核となるのが、財団法人の「廃棄物処理センター」制度であり、この設置のあり方について県でも検討を始めているところです。

いずれにしても廃棄物対策は県政の最重要課題であり、一般廃棄物を含めた廃棄物・リサイクルについて総合的な対策を行ってまいりますので、皆様の御理解、御協力をいただきたいと考えます。

具体的には、「リサイクルの徹底」「安全第一」「自己完結」「公共関与」「複合行政」の五原則を掲げ、この理念をいかに実現していくかによって地域住民の方々の廃棄物処理に対する理解が得られるかどうかが決まってまいります。

住みよい地域環境の確保をめざし、県も全力をあげて取り組んでまいりますが、会員の皆様には、適正処理の確保を目指してさらなる御尽力をいただきますようお願いします。

最後になりましたが、協会員各位のますますの御発展を祈念しまして、年頭の御挨拶といたします。



## 新 年 に あ た っ て

岐 阜 市 長  
茂 田 浩

謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

旧年中は、廃棄物行政に当たりまして格別の御支援、御協力を賜りました事を心から感謝いたします。

昨年は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正施行され、廃棄物行政を預かる者にとって大きな節目となる年であり、会員の皆様におかれましても隔靴搔痒とした一年であったかと思われます。廃棄物の一層の適正処理を目的として業の種類も4つに分かれ、罰則等も強化され廃棄物を取り巻く環境は一段と厳しいものとなったわけですが、公害事犯の70パーセントを占める廃棄物の不法投棄等は一向に減る気配を見せせず、岐阜市内におきましても改正法で禁止された廃木材等の野焼きがあちこちで行われたり、相当量の建設廃材が不法に保管される等々の不適正な処理が後を立たないのが現状です。

こういった背景には産業廃棄物の中間処理施設（特に焼却施設）や、最終処分場の確保が極めて困難となって来ており、絶対的な処理施設数の不足が生じている現状でありますことと、廃棄物処

理の料金が適正処理にみあった設定がされていないこともあると思われます。何故こうなったのかを行政、廃棄物処理業者、排出事業者が真剣に考えてみる必要があります。その中にこそ廃棄物の正しい流れが見えてくるのではないかでしょうか。

現在のような状態が続き産業廃棄物が適正に処理されないことによって、住民の不信感は益々募り、処理施設の設置が更に困難になるばかりでなく、処理業自体の衰退にもつながりかねず、ひいては後世に取り返しのつかない様な環境破壊を引き起こす危険がありましょう。そのような事態を招く前に今出来ることを早急に実行することが大切なのです。

環境保全協会も今年で5年目を迎ましたが、越えなければならない激しいハードルも多々あると思います。協会員一丸となって適正処理の推進と住民の信頼感を得るために御尽力頂きますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員各位の益々の御発展を祈念致しまして年頭の御挨拶と致します。

# 地球環境まつり'92

## —リサイクル社会への発進—

岐阜県、関市、社団法人岐阜県環境保全協会主催の「地球環境まつり'92」が11月4日、関市桜本町の関市文化会館で開かれました。

私たちの住む地球を守り、よりよい環境を子孫にプレゼントするため、私たちは環境について、考え、そして行動を起こさなければなりません。生活に密着している廃棄物問題については、県民一人ひとりが認識し、廃棄物の減量化、リサイクル化に取り組んでいくことが求められています。平成3年には廃棄物処理法が大改正され、また、リサイクル法の制定等により、平成4年度はリサイクル行動元年とも言える大切な年となります。このような状況の中で、拾った空き缶1個を入場資格とする県民総参加で楽しめ、空き缶などの身近なゴミのリサイクルから環境を考えてみようとの趣旨で開催されたものです。

関市立日吉ヶ丘保育園園児の子供みこしのかけ声で式典が開幕し、加藤郁子岐阜県地域婦人会連合会会長の開会の挨拶に引き続き、梶原拓岐阜県知事や後藤昭夫関市長が「フロンガスなど地域の環境が悪くなっている。市民一人ひとりができるところを始めよう」となどと掛け、続く岐阜県環境美化推進大会で環境美化功労者・功労団体に知事から感謝状を贈呈され、カンカンアートコンクール優秀作品の表彰及びリサイクル、アイデア募集優秀作品の披露がされました。

次に、関市獅子舞保存会中村支部の「悪魔払い」

に引き続き、大垣女子短期大学理事長の吉田三郎氏が「江戸時代に学ぶリサイクル」と題して講演されました。

多くの人に参加してもらえるように、屋外催し場や小ホールではバザーや作品展が開かれていました。一番の人気は、「リサイクル楽市楽座」で六団体と二十三人が、衣類や雑貨など家庭内の不用品を持ち寄り思いの値段をつけて即売したコーナーでした。高くて千円、中には無料のものもあり、主婦たちが競うようにして買い込んでいました。また、小ホールでは社団法人岐阜県環境保全協会主催の「地球環境百科展」が開かれ、リサイクル機器やリサイクル作品の展示に多くの方が興味をもって説明を聞き入っていました。そして、県内四箇所のごみ処理施設が粗大ごみとして回収したテレビや自転車、パソコン、ギターなど三十点を提供、来場者に抽選でプレゼントして喜ばれていました。

その他、牛乳パックからはがきを作る体験コーナー、生ごみをにおいのない堆肥に変える「ボカシ」のPR、牛乳パックを再利用した作品展、電気自動車の展示、カンカンアート入賞作品の展示、ハイビジョンギャラリーなどが行われていました。

この日は、約4,000人の主婦、お年寄りたちや業界の方々が訪れ、ゴミ減量・リサイクルへの関心を深めていました。

## 「地球環境百科展」

来場者への『産廃処理・リサイクル、啓発で大きな成果』

リサイクル社会への発進、をテーマに、昨年十一月四日、関市文化会館でおこなわれた「地球環境まつり'92」(県、関市、岐阜県環境保全協会主催)は約4,000人の来場者でにぎわいました。県民総参加をかけた地球環境まつり'92は、廃棄物の減量化、リサイクルを中心に地球環境美化促進を目指すイベントにふさわしく、環境美化推進大会、リサイクル楽市楽座、ガボロジーセミナー、地球環境百科展等多彩な内容で、従来の環境問題に関する催しのイメージを一新。そうした中で、環境保全協会が主

関市文化会館、会場入口の「地球環境まつり'92」の案内塔



地球環境百科展テープカット（写真向かって右から加藤郁子岐阜県地域婦人会連合会会長、伊佐地金嗣県議会議員、後藤昭夫関市長、井口恒男岐阜県衛生環境部長、清水正靖社岐阜県環境保全協会副理事長）

催した地球環境百科展には一般来場者、招待者合わせて1,638名が訪れて、19社が出展するリサイクル製品などの数々を参観、会場内は大きな話題につづまれました。

テープカットに続いて入場する来場者





梶原知事も地球環境百科展出展各社の展示ブースを熱心に巡回



当日配布したパンフレット



大勢の市民で人気を集めたりサイクル楽市楽座



大勢の来場者に混じって会場を見て回る後藤閣市長



「分別」をテーマとして取り上げたガボロジー講座・分科会Ⅰ



「廃プラの処理」が取り上げられたガボロジー講座・分科会Ⅱ

## 地球環境保全は市民と一体となって — 新イベントの展開が奏功し、盛況 —

### 地球環境まつり'92

地球環境を身近な問題として考えるため、新しいアイディアのもとに幅広い内容で展開された「地球環境まつり'92」が、4,000人の参観者でにぎわいました。催しに参加し、楽しみながら『環境問題を考える』というこれから環境イベントのあり方、方向性を得ることができたという結果もありました。

まず、式典で演ぜられた『こどもみこし』が、まつりの開幕に花を添えるユニークなアイディアの演じ物として、式典をはなぎのあるものになりました。その結果、梶原知事や後藤市長が挨拶の中でおこなった



地球環境まつり式典での梶原知事の挨拶

「環境保全に対する市民総ぐみの参加」の呼び掛けが、式典参加者に強いアピールとして伝わりました。

一方、環境美化推進大会での功労者表彰、カンカンアートコンクール入賞者表彰、リサイクルアイディア優秀作品発表も、地球環境の時代における環境美化や資源有効利用の工夫、アイディアが果たす役割の大きさを、称えるものとなりました。

また、大垣女子短期大学理事長吉田三郎氏を講師としておこなわれた、ガボロジーセミナー・講演「江戸時代に学ぶリサイクル」は、現代における資源有効利用のあり方を、江戸の昔に学ぶというユニークな内容で、傾聴すべきものでした。

そのほか、屋外催し場でおこなわれたリサイクル楽市楽座や体験コーナー、ステージアトラクションも楽しい催しとして大盛況。

なお、「分別」と並びに「廃プラの処理」をテーマとしておこなわれたガボロジー講座分科会は、廃棄物問題研究会として専門的に掘り下げた内容の催しとして、成果を挙げました。



## 地球環境百科展

地球環境まつり'92協賛事業として社岐阜県環境保全協会が主催、運営した「地球環境百科展」は、午前10時のオープニングと同時に大勢の参加者が入場し、会場は終日満員の盛況ぶりでした。

産業廃棄物を中心とした廃棄物の再資源化を推進する19社が出展したリサイクル製品に対する人びとの関心の高さを物語るものであり、リサイクル思想の啓発、普及の必要性が高まる時代にマッチしたタイムリーな催しとして成果を挙げました。会場では、参観者が、展示品の特徴や使い方等について熱心に質問するなどの光景が見受けられ、リサイクルがお互いの日常生活に密着した身近なものであることをアピールする場となりました。

協会は、展示会終了後、今後の参考に資する一



地球環境百科展出展者打合せ会（平成4年10月19日、サンレイラ岐阜で）

環として出展19社に対してアンケート調査を実施、会場や会期、参加者が示した興味、関心の内容、今後重点を置きたい参観者、展示会の成果等々について意見を聽きました。

その結果、寄せられた回答の中で「廃棄物の処理、リサイクルの必要性の理解がまだ浅く、くどいくらいのPRが必要」「市町村の協力体制（PR）を今少し進めてほしい」「行政関係者でも教育関係者の参観が少なく、今後は環境問題を教育の一環として取り組むような努力が望まれる」等々の注目される意見がみられました。



社岐阜県環境保全協会は、地球環境百科展会場に5つの活動テーマパネルを展示

### 地球環境百科展を終えて

事務局

昨年11月4日、関市文化会館で開催された「地球環境まつり'92」に協賛して当協会が主催した「地球環境百科展」は、19社（団体）の出展協力を得て、1,600名を超える入場者を数え、盛況裡に終わることができました。

地球環境まつり'92全体を通してテーマは「リサイクル社会への発進」で、広く県民を対象とし廃棄物問題の重要性を啓発する目的で開催されたもので、その内容は、多彩で、盛況をきわめたことは、この特集で紹介したとおりです。

こうしたイベントの一環として当協会が「地球環境百科展」を開催したことは、「産業廃棄物問題の重要性」と「協会と協会員がリサイクル社会の構築に努力している実情」を広く県民に訴える絶好の機会でもありました。

協会は、この展示会で、『地球環境の保全、資源化の促進をめざして』をテーマに、協会と協会員が進むべき方向を次の4つのキーワードにたくしてパネル展示によりアピールし、参観者に大きな感銘を与えました。

一つは、「適正処理」です。これは協会活動の basic concept として創立以来推進している RAP 運動の精神を表明したものです。

# 特集

二つ目は、「廃棄物は宝の山」です。これに注目することにより、我々のみならず、参観者にも有限の資源からの大量消費→大量廃棄に馴れ切ったライフスタイルの変革を訴えました。

三つ目は、「新しい環境産業の誕生」です。我々は、廃棄物処理において「物を移動して埋める」といったこれまでのあり方を捨て、高度な技術を駆使した新しい環境産業としての誕生を目指すものです。

最後は、「地域に貢献できる事業展開」です。廃棄物処理施設は、地域から忌避されるが、必須の施設です。上の三つの理念の帰すところの廃棄物処理施設の夢を描きました。

展示会に出展いただいた各社は、いずれも協会員企業、或は協会員の紹介により出展協力をいただいたものであり、それぞれに手がかけられているリサイクル製品とその生産システム、或は廃棄物の収集、分別機器の紹介等いずれもリサイクルや減容化の技術の成果の展示で、参観者は、リサイクル製品の素晴らしい、身近なゴミの再資源化の可能性を確かめていました。また、参観した製造業の方々からは「今後自らの経営もリサイクル、減容化志向に転換しなければならない」という声も聞かれました。

この展示会は当協会初めての開催としては、大きな成果をおさめたと思っております。

なお、後日、出展者から、アンケートによるご意見等をいただきましたが、大多数の方から出展

効果は大いにあったと好評をいただきました。今後の課題として「リサイクル社会の定着」のためには今後ともこの種の催しを持続し、小中高生をも含めた幅広い層を対象とすべきだ等多くの貴重なご意見をいただきました。今後に活かさせていただきたいと思います。

最後になりましたが、展示会開催に至った経過と、出展者のご芳名を掲げ、関係者各位の格別なるご協力に対して深く感謝申し上げます。

## 地球環境百科展開催に至る経過（概要）

平成4年3月23日 通常総会において平成4年度事業として承認

7月27日	実行委員会(各委員長で構成)及び同幹事会(総務委員会委員で構成)を発足
8月10日	全会員に出展要請状を発信
9月24日	実行委員会幹事会を開催(開催企画案を協議検討)
9月30日	実行委員会開催(開催企画を協議決定)
10月9日	出展申込みを締切る
10月19日	出展者(19社(団体))打合せ会開催
10月22日	理事会開催(経過・企画内容を報告し承認される)
11月4日	地球環境百科展開催

## 地球環境百科展出展社一覧

社(団体)名	所在地	展示内容	社(団体)名	所在地	展示内容
(株)エイム (有)小木曾商店	関市 土岐市	ガス抜き器等 家庭・業務用ゴミ 処理機等	中部化成薬品 (株)	岐阜市	缶プレス機、コンボスト等
岐阜県家庭紙工業組合 岐阜県産業廃棄物処理協同組合	美濃市 岐阜市	古紙再生の家庭紙 再生肥料、廃プラスチック等 再生プランター等	T Y K (株)寿和工業	多治見市 可児市	古紙利用吸油材等 廃棄物利用有機肥料等
(有)岐南車体工業 岐阜プラスチック工業機 住友セメント㈱岐阜工場	岐南町 岐阜市 本巣町	収運機械 廃プラスチック再生用品等 セメント製造過程で処理可能な 廃棄物サンプル	日本耐酸塗工業 (株)	大垣市	ガラス塗りサイ タルシステム等 廃プラスチック開発製品
西濃イノアック 生活環境ジャーナル 高安㈱	池田町 岐阜市 各務原市	ゴムリサイクル 製品等 缶つぶし機空き 瓶収集器 高分子廃棄物再 利用システム等	日本科学研究所 (株) 濃飛タイル (株) 平成舗道 (株) 本州製紙㈱中津川工場 美濃地区製紙排水廃棄物対策協議会	岐南町 川辺町 可児市 中津川市 美濃市	製陶廃棄物を利 用した陶板等 舗装用再生合材等 再生事務用紙、 パルプボード等 古紙再生の家庭紙

後援／岐阜県産業廃棄物処理協同組合・岐阜県公害防止協会

協力／社団法人全国産業廃棄物連合会

### 第3回理事会の開催

10月22日(木)午後2時30分から「サンレイラ岐阜」で、本年度第3回理事会が開催されました。この理事会は、本年度の補正予算、理事の補欠選任案件等5つの議案の審議と本年度上半期の事業執行状況の報告が行われ、いずれも満場一致で議決、承認されました。

これら議事事項のうち一般会計の補正予算案は地球環境百科展及び本年2月に予定される特別管理産業廃棄物処理業に係る大臣認定許可講習会の実施に伴う所要経費の補正を中心とするものでした。また、報告事項では、本年度最大のイベントである「地球環境百科展」の本年6月以降の準備経過と実施企画が報告されました。この「地球環境百科展」が盛況裡に終わったことは、本号の特集で紹介したとおりです。

審議された議事事項は、次のとおりです。  
第1号議案 平成4年度一般会計補正予算について

第2号議案 平成4年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計補正予算について

第3号議案 社団法人岐阜県環境保全協会就業規程の一部改正について

第4号議案 理事の補欠選任について

第5号議案 新規加入会員の承認について

#### 報告事項

- 平成4年度事業執行状況報告
- 平成4年度一般会計予算及び産業廃棄物対策基金特別会計予算の執行状況報告
- 「地球環境まつり」協賛事業
- 大臣認定新規許可講習会（特別管理産業廃棄物：収集運搬課程）の開催

### 委員長連絡会議の開催

本年度第3回委員長連絡会議が9月30日午前10時から「レストランフジ」で開催されました。

この会議は、「地球環境百科展」実行委員会を

も兼ねて行われたもので、連絡会議としては、各委員会活動についての報告と情報交換が行われました。

次いで、実行委員会事項の協議に移り、「地球環境百科展」の成功に向けて、展示計画、啓発方法等が熱心に討議されました。

### 産業廃棄物と生活環境を考える 全国大会に参加

第5回の標記の全国大会が10月6日、7日の2日間大分市で開催されました。この大会へは、当協会から清水副理事長及び田中理事が参加しました。

この大会のテーマは「地球環境と資源と廃棄物を考える」で、基調講演、パネルディスカッションを通じて、リサイクル、処理等を含め、総じて産業廃棄物処理対策色の強い論調に終始した会合であり、昨今の産業廃棄物処理の方向転換を象徴するような大会であったとの報告をいただきました。

なお、この大会の席上、当協会正会員丹羽恵三郎氏が産業廃棄物関係功労者として、厚生省生活衛生局長の感謝状授与の栄に浴されました。

## 中部4県専務理事会議開催

10月9日三重県四日市市で中部4県の専務理事会議が開催されました。この会議は、先に開催された中部圏産業廃棄物対策協議会の決定を受け、同協議会での検討事項の取りまとめを行うために開催されたもので、当協会からは河村専務理事が出席しました。この会議での採択事項は次のとおりです。

### 行政機関に対する要望

改正法の運用については、少なくとも中部4県は同一歩調をとること。

### 全産連に対する要望

大臣認定更新許可講習会の実施は、地方に移譲すること。

## 新役員の紹介

10月22日の理事会で次のとおり理事が選任されました。

退任された理事	選任された理事
丹羽三千雄 西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会会长 東レ(株)理事、岐阜工場長 賛助会員	井上征四郎 西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会会长 東レ(株)理事、岐阜工場長 賛助会員

## 新入会員の紹介

10月22日の理事会で次のとおり新入会員が承認されました。

### 〈正会員〉

社名・TEL	代表者氏名	〒	住所	最終	中間	収運	県内・県外
(株)丹羽組 (0583) 86-8181	丹羽信弘	504	各務原市前渡東町2-100			○	県内
梅田ゴム (0568) 61-2832	梅田あさ子	484	犬山市大字橋爪字下地藏下11-1			○	県外
(株)イビコーポレーション (0584) 73-6155	衣斐博	503	大垣市神田町2-75			○	県内

### 〈賛助会員〉

名称	代表社名	〒	所在地	TEL
岐阜県生コンクリート工業組合	理事長柴通夫	500	岐阜市薮田東1-2-2	(0582) 73-4445
(株)高垣組	代表取締役 高垣石雄	501-42	郡上郡八幡町旭町1035	(05756) 5-2137

## 一富士、二鷹……

新春を迎えるにあたっての良い夢おこしをしよう。夢には、いろいろ意味があります。人によっては解釈が大きく違うものでございます。文字通り睡眠中に起きる幻覚体験を夢と言う又、バブルが弾けて「太平の夢破る」あるいは、現実離れした甘美な状態で実現したのを意味する事もございます。

私は、こうしたいろいろな「夢」の解釈の中で、将来実現させたいと、大きな願いを心の中に描き思ひめぐらしている事も楽しい夢ではないかと思ひます。

吉夢といえば、何んといつても「一富士・二鷹・三茄子」正月二日の夜、七福神の宝船の絵と一緒に枕の下に入れて寝ると吉夢を見ると言う風習がございまして、順序が「一富士……」という訳でございます。

大正の末頃までは、東京の下町あたりで大晦日には初夢・宝船一と呼び歩いて宝船の絵を売り歩いていたそうですが、今は、初夢だけが残っているのでございます。

私は年中夢で嬉しい出来事を予測しております。太陽があかあかと昇る夢などは、もう悩み事が一挙に解決する前兆と思い、鶴や亀などは、長寿の象徴として大変縁起の良い動物で、夢の中でも最高でございます。

の方には嫌われますが蛇も良い夢でございます。同じ蛇でも大きな蛇くると巻かれた夢などを見た時は、きっと思わぬ大金が転がり込んで来ると予測します。又、大雪の翌年は豊作と言いますが、大雪の夢は商売上素晴らしい取引きが出来るという予告と受け止めます。

昔こんな事がございました。大雪が降った夢を見ました。それも家から出られない程の大雪でございます。当時は物の無い頃で何んでも物があれば売れると思って、ゴム長靴を家の中いっぱいに

仕入れ、家の前を通る人に声をかけてみましたがさっぱり売れません。あまり声をかけるものですからその内に、皆さんが家の前を避けられるようになってしまい、ホトホト困っていた時でございます。私は、主人に言いました。「長靴は絶対に売れる」と、主人は笑って「又、夢でも見たか」といいました。

ところがあくる日、本当に大雪が降ったのでございます。早朝雨戸を叩く音で目が覚めました。家の前には長靴を求めるお客様でいっぱいでした。仕入先から在庫があったら是非買い戻したいと言ってきたのですから、その売れ行きはご想像いただけだと存じます。このような不思議な体験は本当に沢山ございます。

しかし、夢でも良い夢ばかりではございません。こだわるわけではありませんが、時には悪い夢を見る事もございます。この様な時は、神・仏からのお諭しと気を付ける様心がけております。

天下を取られた太閤さんが辞世に詠まれた  
「露と落ち 露と消えぬる わが身かな  
浪花のことは 夢のまた夢」

太閤さん程のお方でも、その一生が「夢のまた夢」であったとすれば、私どもなどはもうそれこそ空気中に浮く塵のようなものでございます。

実現の可能性のない空想などを、夢のような話といいますが、だからこそ、わずかな可能性をも追い求め、あまれる人生を大きな夢を求めて生きたいと思う今日この頃でございます。

皆様のご多幸を心よりお祈り申し上げます。  
(山村けい)

## 「産業廃棄物対策基金」 寄付ご承諾事業所のご芳名

(平成4年11月30日現在)

「環境を守り、産業を支える」を合言葉に、目標額3億円、3ヶ年計画で、平成2年度から着手した「産業廃棄物対策基金」の造成事業も、いよいよ第3年目の最終段階となりました。

この間、おかげさまで順調に推移し、目標達成まであと一歩となりました。これも、偏えに、目標額のうち5,000万円のご寄付をお願いいたした一般事業所各位の「緊迫した産業廃棄物処理の現状」に対する、深いご理解と多大なるご協力の賜物と感謝いたします次第であります。

私ども協会といたしましては、本年3月末の目標達成に向けて全会員が一致協力して努力いたしております。関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。

ここに平成4年11月30日現在、寄付のご承諾をいただきました事業所のご芳名をご紹介し、深甚なる誠意を表します。

### 寄付承諾事業所 (五十音順)

#### 岐 阜 地 区

(株)青木染工場	川口染工場	岐阜トヨタ自動車(株)
(有)赤穂工業所	川崎重工業(株) 岐阜工場	岐阜トヨベット(株)
朝日精練(株)	華陽日産モータース(株)	岐阜日産自動車(株)
厚見製紙(株)	カワボウ(株)	岐阜日野自動車(株)
(株)市川金属	カワボウテキスタイル(株)	岐阜富士工器(株)
今井航空機器工業(株)	河田工業(株)	岐阜プラスチック工業(株)
岩田光学工業(株)	河村製紙(株)	岐阜三星染整(株)
岩戸工業(株)	(資)木曾川染絨	(有)共栄製紙所
岩仲興産(株)	(株)喜多村合金製作所	(株)共和鋳造所
(株)宇野鋳造所	北村バルブ(株)	航空規格工業(株)
宇部日東化成(株) 岐阜工場	岐セン(株)	郡上紡績(株)
エーザイ(株) 川島工場	ギトー食品(株)	(株)コガネパン
榎本工業(株)	岐阜いすゞ自動車(株)	国分木工(株)
(株)大塚紡績工場	(株)岐阜カクダイ製作所	近藤満(株)
(株)岡本	(株)岐阜加工ベニヤ製作所	(株)後藤鉄工所製紙工場
起染色(株)	岐阜クマニシ染工(株)	桜井染色(株)
影山染色(株)	岐阜くみあい食鳥(株)	佐野鐵工(株)
カネカ食品(株)	岐阜車体工業(株)	三喜産業(株)
釜谷染色(株)	岐阜スバル自動車(株)	三光アルミ(株)
カルビー(株) 各務原工場	岐阜精機工業(株)	三見染色(株)
	(株)岐阜セラック製造所	(株)三陽電機製作所
	(株)岐阜高島屋	ショーボンド建設(株)

## 産 廃 基 金

(株)杉山バルブ製作所	東海銑鉄(株)	福寿工業(株)
伸葉(株)	東海染工(株) 岐阜工場	福德工業(株)
(有)鈴木化染工場	東海鋳造(株)	福村製紙(株)
鈴木鋳造所	東洋染色工業(株) 岐阜工場	(株)文溪堂
住田整染(株)	(株)常盤電機	ホラタ工業(株)
篠田電機工場	特種製紙(株) 岐阜工場	(株)ホンダクリオ岐阜
(有)柴山染工場	徳田工業(株)	(株)ホンダベルノ岐阜
(株)昭和染工場	ナイト織興(株)	堀場染色(株)
信栄ゴム工業(株)	(株)ナカシマ	(有)松岡鋳造所
新華陽三菱自動車販売(株)	(株)ナベヤ	九栄コンクリート工業(株)
(株)新岐阜百貨店	中州製紙(株)	九京染色(株)
大洋製紙(株)	中日本ダイカスト工業(株)	九盛パイアル(株)
大洋鋳造(株)	(資)中屋染工場	九伴化学工業(株)
大洋紡績(株)	永田染工(株)	ミズタニバルブ工業(株)
高岡鋳造(株)	長良川染工(株)	(有)三里鋳造工業所
高橋製紙(株)	名古屋三菱ふそう自動車販売(株)	(有)三井鋳造所
(株)高橋鋳造所	鍋屋工業(株)	三浪工業(株)
(有)高橋鉄工所	南谷染色(株)	ムト一精工(株)
(株)田幸	西垣ポンプ製造(株)	株モーリタン
建部鋳造(株)	日興毛織(株)	モルザ(株)
(有)田中鋳造所	日幸製菓(株)	森田鋳造所
(資)田中プレス工業所	日産サニー岐阜販売(株)	(有)ヤマセン
玉腰興業(有)	日産ディーゼル岐阜販売(株)	靖和染色(株)
大東乳業(株)	日産プリンス岐阜販売(株)	(名)安田商店
大同工業株	日本毛織(株) 岐阜工場	山口鋼業(株)
中日鋼線(株)	日本高压コンクリート(株)	山口染色(株)
中部アルミ工業(株)	(株)日本タクシー	山田染絨(株)
千代菊(株)	日本たばこ産業(株) 東海工場	(有)山本ボイラー製造所
都築紡績(株) 鶴沼工場	丹羽産業岐阜(株)	(株)和井田製作所
T H K(株) 岐阜工場	丹羽鋳造(株)	
(株)テクノ共栄	濃飛倉庫運輸(株)	
天龍工業(株)	(株)ハヤシ	アルナ工機(株) 養老工場
(株)トーカイ	長谷虎紡績(株)	旭化成工業(株) 穂積工場
トヨタカローラ岐阜(株)	(株)林鋳造所	朝日興業(株)
トヨタビスタ岐阜(株)	日の丸自動車(株)	味の素冷凍食品(株)
東海カワラ(協業)	美尾整理(株)	天野製薬(株) 養老工場
東海重工(株)	不二精工(株)	(株)イノアックコーポレーション 南濃事業所
(株)東海スプリング製作所	富士变速機(株)	(株)伊藤精密製作所

### 西濃地区

アルナ工機(株) 養老工場  
旭化成工業(株) 穂積工場  
朝日興業(株)  
味の素冷凍食品(株)  
天野製薬(株) 養老工場  
(株)イノアックコーポレーション 南濃事業所  
(株)伊藤精密製作所

# 産 廃 基 金

揖斐川工業(株)	都築紡績(株) 糸貫工場	吉田木材(株)
エス・ティ・エス(株)	帝国織維(株) 大垣工場	
MRCテックス(株)	帝人(株) 岐阜事業所	
大垣化成工業(株)	帝人製機(株) 岐阜事業所	
大垣ニチゴー産業(株)	(有)トモ商店	今仙電機製作所可児工場
(株)大鹿印刷所	東栄化工(株)	(株)大雲製紙
小里機材(株)	東海森紙業(株) 岐阜事業所	(有)小川建材
カネボウ光陽(株)	東海ロール(株)	小川産業(株)
鐘紡(株) 大垣工場	(株)東神電気 揖斐川工場	(株)カネ三生コンクリート
神鋼造機(株)	東神電工(株)	カヤバ工業(株) 岐阜事業所
(株)紀文フードケミファ 岐阜工場	東レ(株) 岐阜工場	カイインダストリーズ(株)
岐阜カリモク(株)	東邦レーヨン(株)	(株)神代鉄工所
クラレプラスチック(株) 伊吹工場	豊島紡績(株) 神戸工場	(株)神渕カヤバ製作所
グリコ協同乳業(株) 中日本事業部	(株)ナイガイテキスタイル	加根丈製紙(株)
グローバル設計	長良製紙(株)	川一製紙(株)
(株)黒田精機製作所	中村製紙(株)	(株)川辺カヤバ製作所
コーテック(株)	日東あられ(株)	協同組合岐阜県可児工業団地管理センター
小泉工業(株)	日本インシュレーション(株) 生産事業部	岐阜県東濃生コン協同組合
(株)郷鉄工所	日本合成化学工業(株) 大垣工場	(株)甲山製作所
後藤段ボール(株)	日本耐酸塗工業(株)	(株)小西碎石工業所
サンケミカル(株)	日本ハイモ工業(株)	佐藤化学工業(株)
三光化学工業(株)	日本無機(株) 垂井工場	白川生コン協業組合
三宝化学工業(株) 大垣工場	八州金属(株)	白鳥アイチエマソン(株)
三宝化成(株)	(株)原織機製作所	(株)鈴木石油店
サンメッセ(株)	日比野化学工業(株)	関中央生コン(株)
三洋電機(株) 人事本部岐阜管理センター	平井精密工業(株)	関連合刃物協同組合
昭和コンクリート工業(株) 揖斐川工場	富士加工(株)	関商工業福祉協同組合
シンコー工業(株)	二村化学工業(株) 大垣工場	(株)大翔製紙加工
新興鋳物(株)	ヘキスト合成(株) 大垣工場	大栄住宅(株) 可児工場
スイトタクシー(株)	松下電子部品(株) 高周波部品事業部	大福製紙(株)
(株)西濃イノアック	丸山工業(株)	立花生コンクリート(株)
西濃運輸(株)	美津濃(株) 養老工場	中日本スイッチ(株)
太平洋工業(株)	三菱バーリントン(株)	東栄管機(株)
(株)タイルメント	明治製菓(株) 岐阜工場	東邦紙業(株)
(有)高田工業	安田金属工業(株) 岐阜工場	(株)東洋工機
大日金属工業(株) 岐阜事業所	ユニチカ(株) 垂井工場	東和耐火工業(株)
大丸松下食品(株)	ヨーコン(株) 岐阜工場	名古屋バルブ(株)
千代田工業(株)	(株)吉田ハム	(株)名古屋螺子製作所
		日産コンクリート(株)

## 中 濃 地 区

# 産廃基金

日本情報用紙化工(株)  
日本パワーステアリング(株) 岐阜工場  
濃飛タイル(株)  
野田産業(株)  
フェザー安全剃刀(株)  
藤田製紙(株)  
不二見セラミック(株) 岐阜工場  
富士電機冷機製造(株)  
二村化学工業(株)  
船橋物産(株)  
(株)古田鉄工  
(株)洞戸化成  
(株)マツバラ  
牧製紙(株)  
丸ス産業(株)  
美濃アルミ(株)  
美濃桜製紙(株)  
三輪製紙(株)  
武勝製紙(株)  
(合)武藤商店  
(有)村井製紙所  
(株)ライクスタカギ  
ライン生コン(株)  
(株)レミックマルハチ

## 東濃地区

アイカ電子(株)  
愛岐工業(株)  
(株)青山製作所恵那工場  
(株)明智I N A X  
明智硝子(株)  
明智セラミックス(株)  
(株)イワビシ  
泉陶磁器工業協同組合  
市之倉陶磁器工業協同組合  
伊原高庄継手工業(株)  
(株)恵那峡ランド  
(株)恵那金属製作所

恵那陶磁器工業協同組合  
笠原陶磁器工業協同組合  
北恵那交通(株)  
(株)協信  
協和ダンボール(株)  
岐阜県耐火煉瓦工業組合  
駄知陶磁器工業協同組合  
下石陶磁器工業協同組合  
(株)三進製作所  
シーケーデイ(株)  
鈴木工業(株)  
全国モザイクタイル工業組合  
ソニー瑞浪(株)  
ダイセン(株)  
大興工業(株)  
高田陶磁器工業協同組合  
滝呂陶磁器工業協同組合  
多治見陶磁器工業協同組合  
中央板紙(株)  
(株)中央物産  
妻木陶磁器工業協同組合  
(株)T Y K  
ティネン工業(株)  
(株)トキワ  
東栄製紙工業(株)  
東海ゴム工業(株)  
東清運輸(有)  
東濃工業(株)  
東濃鋳造(株)  
土岐津西部陶磁器工業協同組合  
土岐津陶磁器工業協同組合  
中津紙工(株)  
ニチコン(株) 穂高工場  
日本ガイシ(株)  
原水鍛錆目工業協同組合  
肥田陶磁器工業協同組合  
(株)富士カントリー  
「明智ゴルフ俱楽部ひるかわゴルフ場  
富士通テン(株) 中津川工場

北陸森紙業(株) 大井製紙事業所  
瑞浪陶磁器工業協同組合  
本州製紙(株) 中津川工場  
本州製紙(株) 松本工場  
本多金属工業(株)  
(株)前野工業所中津川工場  
(株)ミハト  
三菱電機(株) 中津川製作所  
美濃工業(株)  
美濃窯業(株) 瑞浪工場  
明光化成工業(株)  
八百健(株)  
(株)山加商店  
(有)山正環境管理  
ヤンマーディーゼル(株)  
汎用機事業本部  
ユニオンエレックス(株)  
リコーエレックス(株)

## 飛騨地区

アルブス薬品工業(株)  
柏木工(株)  
(株)金山カヤバ製作所  
神岡鉱業(株)  
神岡部品工業(株)  
日本レヂボン(株) 生産本部  
飛騨運輸(株)  
飛騨産業(株)  
吉城薬品工業(株)

岐阜地区	169社
西濃地区	83社
中濃地区	59社
東濃地区	67社
飛騨地区	9社
合計	387社

# 頌 春

平成5年の初春を寿ぎ、皆様のご健勝、ご繁栄をお祈り申し上げ、併せて本年も何卒倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますよう会員一同お願い申し上げます。

平成5年1月

西濃採土石協会

理事長 山村けい  
会員一同

## — 西濃採土石協会会員 —

伊藤建工株式会社	伊藤 春夫	養老郡養老町飯田1333
岡本建材株式会社	岡本 艶子	大垣市赤坂町新町4の44
岡興産	岡一郎	三重県員弁郡藤原町下野尻86
三建産業株式会社	伊藤 哲夫	大垣市十六町848
西濃建設株式会社	宗宮 正和	揖斐郡揖斐川町三輪1159
株式会社瀬古興業	瀬古 武美	海津郡海津町沼新田552
有限会社渡辺建設	渡辺 文雄	揖斐郡揖斐川町房島987-17
山村碎石株式会社	山村 富司	揖斐郡大野町黒野548
曾根碎石株式会社	山村 けい	揖斐郡谷汲村長瀬1881-20
丸高産業株式会社	高田 秋男	揖斐郡揖斐川町長良582-15
小林組	小林 静子	揖斐郡池田町片山1532-1

## 知事、廃棄物処理問題に「公共関与」を表明

昨年11月11日、中日新聞社主催による「ごみ問題」をテーマにした中部9県知事、名古屋市長の座談会が開催されました。

そのなかで、梶原知事は、廃棄物処理問題への「公共関与」を含む県の「廃棄物対策五原則」を表明され、「リサイクルでは損を覚悟でも公共機関が取り組む必要がある」と発言されていました。参加された他の知事さん方も、異口同音に廃棄物処分場の逼迫を訴え、その対策への「公共関与」の必要性を強調されていました。

(以上中日新聞11月12日付による)

(注) 廃棄物処理五原則

- 1 リサイクルの徹底。
- 2 安全第一 廃棄物処理で公害などを一切出さない。
- 3 自己完結 家庭で出たものは家庭で、事業

所で出たものは事業所で処理。

- 4 公共関与 廃棄物処理センターの設置の検討。リサイクルでは損をも覚悟で公共機関が取り組む必要がある。
- 5 複合行政 広域的で、「焼却施設だけといった迷惑施設」ではない地域環境複合施設的なものも考慮。

また、これに先立つ10月2日の県議会本会議の一般質問において、議員の質問に答えて、知事は「廃棄物処理問題は、公が関与する段階にきていく。法改正により、廃棄物処理センターを各県が設けることになり、地元のゴミは地元で処理という自己完結型と資源リサイクルを旨として運営していきたい」と述べられました。

(この項、岐阜新聞10月3日付による)

## 産業廃棄物処理の高度化施策の一層の推進を図る

### 県 平成4年版「環境白書」を発表

県（衛生環境部環境管理課）は昨年10月30日に平成4年版環境白書を発表しました。

この白書は、県公害防止条例に基づき、本県における公害及び自然環境の現状と環境保全に関する施策をとりまとめたもので、昭和47年以来今回までに21版を数えました。

白書では先ず、平成3年度の本県の環境の現状を、産業活動に伴う公害については、強力な環境保全対策の推進と事業者の努力により、一部都市河川の水質汚濁等改善を要する点があるものの全般的には良好な状況で推移しているとし、反面、生活排水による河川の汚染、増加する廃棄物等都市・生活型公害とも言われる新たな環境問題が顕在化していると指摘している。

こうした状況に対して、今後、快適な環境を創

出し「日本一住みよいふるさと岐阜」の実現のため、環境保全対策の一層の充実、強化を図り、都市部・生活型公害対策や地球環境問題への取り組みを長期的視点に立って総合的に展開する必要があると述べている。

また、産業廃棄物対策についてみると、その発生量は、平成3年度628万t（家畜ふん尿を除く。）とこの10年程の間に28%の増となっているが、その処理状況は、高度化があまり進展していないことを示している。

今後の産廃行政としては、改正処理法に基づく産業廃棄物処理計画（第4次になる。）を策定し、「循環型社会システム」に向けた廃棄物の減量化、再資源化、適正処理等の対策の一層の推進を図ることとしている。

## 厚生大臣認定新規許可講習について 特管産廃 収集運搬講習は岐阜で開催

改正廃棄物処理法による処理業に係る平成4年度の新規許可講習会は本誌でも既にお知らせしたとおり、昨年8月から全国で実施されていますが、各会場とも満杯の盛況ぶりです。

このため、実施機関では、特別管理産業廃棄物

処理業に係る講習を中心として昨年10月に追加開催を決定しました。その日程は別表のとおりです。この追加分については既に受講申込みの受け付けを終ったところもあり、これまた、なかなかの盛況を呈しているようです。

**別表 平成4年度厚生大臣認定新規許可講習会開催日程（追加分）**

開催地	産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	開催地	産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業
北海道	12月／15～18	3月／15～20	三重県	3月／3～6	
岩手県	12月／21～24	2月／8～13	滋賀県	11月／30～12月／5	
山形県	3月／16～17	3月／8～11	大阪府	12月／21～22	3月／17～20
栃木県	1月／18～23		兵庫県	3月／23～24	12月／14～19 3月／2～5
群馬県	1月／11～14		鳥取県	11月／1～4	2月／25～3月／2
埼玉県	3月／1～6	3月／23～26	岡山県	1月／11～14	
千葉県	3月／23～26		広島県	3月／9～12	
東京都	3月／4～5		山口県	3月／16～19	
静岡県	3月／16～19		愛媛県	1月／25～30	
山梨県	1月／5～8		高知県	3月／9～12	
新潟県	1月／6～9		福岡県	1月／4～9	1月／19～22
福井県	11月／16～19	12月／7～12	佐賀県	11月／25～28	
岐阜県	2月／8～11		熊本県	3月／8～13	
静岡県	2月／9～10	3月／9～12	宮崎県	2月／22～27	3月／15～18
愛知県	2月／2～7	3月／23～26	計	5	37

(注) 1 • [ ] は収集運搬課程 [ ] は処分課程

・月の表示で1月、2月、3月は平成5年であること。

2 初当決定の講習会開催日程は本誌12号（平成4年6月25日発行）23ページに掲載したので、これと併せて調べられたい。

### 事務局からのお知らせ

#### 事務局週休2日制を実施

去る10月22日の第3回理事会において、当協会の就業規程の一部改正が承認され、これにより事務局職員等の休日に「土曜日」を加えた週休2日制が11月1日から実施されました。  
ご協力の程よろしくお願ひいたします。

### 大臣認定新規許可講習

## 特管産廃 収運課程講習を岐阜で開催

追加決定された講習会のうち、特別管理産業廃棄物処理業の収集、運搬課程講習を下記のとおり岐阜で実施します。この講習については、昨年11月以来、予約受付けを経て、12月2日から本申込みを受け、同月18日をもって〆切りました。申し込まれた方は、開催日時等に充分注意してください。

- 種別：特別管理産業廃棄物 収集、運搬課程講習

2. 日程 平成5年2月8日（月）～11日（木祝日）

3. 場所 岐阜県水産会館

（最終日（2月11日）は岐阜産業会館で行います。）

（注）会場には、駐車場の用意がありません。  
受講者は、公共交通機関で来場されるようお願いします。

### 『処理業の許可期限の到来と

## 更新許可講習の受講にご注意を、

既にご承知のとおり、昨年7月4日施行の改正廃棄物処理法によって、処理業の許可に5年の期限が付されました。そして、改正法施行前に許可を受けた者は、同法施行後も改正法に基づき許可を受けた者とみなされ、それぞれの許可を受けた年、月、日を基点として所定の期間の経過をもって最初の更新時期が到来するという経過措置が定められました。

特に、平成元年7月3日以前に許可を受けた者は、経過期間の算出に充分注意が必要です。

更新時期が到来すると、更新の許可が必要であり、さらにその許可要件としての更新許可講習の受講（修了証は更新許可申請から逆って2年以内有効）が必要となります。

この更新許可講習会は、平成5年度（4月以降）に早々に実施される予定です。（日程が決まり次第会報等で連絡）

改正法施行前から許可を有している処理業者は、その更新時期の到来に充分注意してください。

## 全産連 医療廃棄物専門部会を発足

(社)全国産業廃棄物連合会では、先の第36回理事会において部会及び専門部会の設置を決定し、収集運搬部会、中間処理部会及び最終処分部会の3部会と医療廃棄物専門部会が設けられました。

これらのうち、医療産業物専門部会は、準備が

先行し、業務を開始することとなり、参加希望者を募っています。

参加希望者は、本協会を通じて申し込むことになりますので、1月31日までにご連絡下さい。

## 産業物処理法Q & A

### 改正廃棄物処理法説明会における質疑の回答

岐阜県環境整備課

去る8月28日から9月10日まで4日間5回にわたり開催しました改正廃棄物処理法の説明会において寄せられた質疑に対して、次のとおり回答します。

説明会における質疑の内容等については、本誌第13号で紹介されましたが、今回は、それらのうち産業廃棄物処理に関する質疑をその趣意等から19間に類型化し、回答しました。

#### 1. 法第2条関係（定義）

- Q 1 建設残土は、産業廃棄物に該当するか。  
該当しないとすれば、建設廃材（コンクリート片等）と混ぜて埋め立てる場合の法的な規制は如何。  
A) 残土は、産業廃棄物に該当しない。建設廃材と混ぜれば全体を産業廃棄物として取り扱うことになる。

- Q 2 特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物の基準値は如何。  
A) 特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（H 4、7、3、告示第192号）によつて定められている。

汚泥、鉛さい、ばいじんは、これらを処分するために処理したものである場合は、いわゆる溶出試験において埋立処分基準を超えるものであり、廃酸、廃アルカリにあっては海洋投入処分基準を超えるものである。

#### 2. 法第12条関係（事業者の処理）

- Q 3 産業廃棄物の埋立処分のみを委託する場合、事業者はどの程度まで処理して委託すべきか。  
A) 埋立処分業者が処分できる状態にして委託することが必要である。例えば、汚泥では、脱水し含水率85%以下にする。廃プラスチック、ゴムくずでは最大径がおおむね15cm以下に破碎等をする。

- Q 4 産業廃棄物の保管の方法について次の事

項を教示願いたい。

- ① 産業廃棄物を品目別に区分して保管しなければならないか。  
② 保管施設の規制基準は如何。  
A) ①について、特別管理産業廃棄物とその他の廃棄物を区分しておく。  
②について、積替えを行う場合を除き保管をしてはならない。積替えは、・その場所の周囲に匂いが設けられ、かつ、表示がされていること。・飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないよう措置をこうすること。・ねずみ、蚊、はえ等が発生しないようにすること。

- Q 5 野焼きができる量は、どれくらいか。  
A) 産業廃棄物を焼却する場合に焼却設備の使用を義務付けたのは、いわゆる野焼きに伴う悪臭、ばい煙等により生活環境保全上の支障が生じないようにするためであり、焚火等、通常生活環境の保全上の支障をもたらさない程度の軽微なものの規制を意図したものでないこと。また、焼却する産業廃棄物の量によっては、焼却設備は簡易なものであっても差し支えないこと。

- Q 6 法第12条第5項及び第12条の2第6項の「多量の産業廃棄物を生ずる事業場……」の「多量」とは、どの程度の量を云うのか。  
また、多量排出事業場の把握は如何にして行うのか。

A) 現在の産業廃棄物指定事業所程度の排出規模を考えている。

- Q 7 発生した産業廃棄物の運搬、処分とも同一の処理業者に委託する場合に、運搬と処分をそれぞれ別の契約でおこなわなければならないか。

委託契約は「三者契約」から「二者契約」に変わったのか。

- A) 運搬、処分とも同一の処理業者に委託する場合には、一つの契約書でよい。

今回の法改正で、委託契約は、書面によらなければならないことが明記され、また、いわゆる「三者契約」は、委託基準に反する。

**Q8 産業廃棄物の処理の委託をした場合における、委託者の監督範囲は、どこまでか。**

また、その廃棄物が確実に処分されたことを確認する方法は如何。

A) 委託基準と委託契約に含まれている事項によって監督されたい。

また、確実に処分されたことの確認は、特別管理産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、または、処分場所を定期的に確認する等の方法で行われたい。

### 3. 法第12条の2関係

（事業者の特別管理産業廃棄物の処理）

**Q9 特別管理産業廃棄物の排出事業所に置く特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得は、どのようにして行うのか。**

現在、持っていないがどうすればよいのか。  
A) 厚生大臣が認定した講習を受講することによって資格を取得する。

**Q10 特別管理産業廃棄物管理票とは何か。**

A) 特別管理産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは、排出事業者がその生じた特別管理産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合に、当該廃棄物の処理を受託した者に交付する書類で、その内容は、当該廃棄物の種類、数量、処理受託者の氏名等を記載したものある。この書類は、最終的には、交付者（排出事業者）の所へ回付される。

こうした管理票の一連の動きによって  
 ① 排出事業者がその処理を委託した特別管理産業廃棄物の移動の状況、処理の状況を自ら把握すること。  
 ② 排出事業者が特別管理産業廃棄物の処理を他人に委託する際に、当該委託に係る特別管理産業廃棄物の性状等に関する情報を正確に伝達することにより……特別管理産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と、その処理過程における事故の防止に効果があるものである。

### 4. 法第14条関係（産業廃棄物処理業の許可）

**Q11 経過措置による許可の更新時期を具体的に教示されたい。**

また、更新許可申請の手続きは、どのようにするのか。

A) 個別の処理業者の更新時期、更新許可申請の手続きについては、保健所又は、県環境整備課（岐阜市長の許可業者にあっては、岐阜市環境総務課）に問い合わせ願いたい。

**Q12 改正廃棄物処理法の施行前に受講した新規許可講習（或いは、更新許可講習）の修了証の効力は如何。**

A) 産業廃棄物処理業の許可に当たっては、次頁の表により取り扱われる。

### 5. 法第15条関係（産業廃棄物処理施設）

**Q13 令第7条に規定する処理施設の基準に満たない施設の取扱の技術基準は如何。**

① 焼却施設等の中間処理施設の場合

② 埋め立て処分場の場合

③ 同一の事業所内に複数の施設を設置し、総合的に能力が大となる場合

A) ①及び②について、政令第6条（産業廃棄物処理基準）又は第6条の4（特別管理産業廃棄物処理基準）によること。

③について、複数の施設が一体のものとしてとらえられる場合は、それらの能力を合計する。

**Q14 産業廃棄物処理施設の設置許可にかかる手続きを教示されたい。**

A) 保健所又は県環境整備課（岐阜市長の許可業者にあっては、岐阜市環境総務課）に問い合わせられたい。

**Q15 産業廃棄物処理施設の設置が届出制から許可制に変わったが、従来の事前協議制は、存続させるのか。**

A) お見込みとのとおり。

**Q16 県の公害防止条例に基づく届出施設と令第7条に規定する産業廃棄物処理施設との関係は如何。**

A) 他法による規制等とは特に関係ない。

### 6. 法第20条の2関係（再生事業者）

**Q17 産業廃棄物を再生している事業者について、次の事項を教示されたい。**

① 排出事業者から搬入するまでの間の規

区分	旧法に基づく許可を有する者	旧法に基づく許可を有しない者であって新規に許可申請を行うもの
受講者	更新許可の申請に際し、あらかじめ改正法に基づき厚生大臣が認定した更新許可講習会を受講し、修了することが必要。	改正法に基づき厚生大臣が認定した新規許可講習会を受講し、修了することが必要。ただし、許可取得後1年内に改正法に基づき厚生大臣が認定した更新許可講習会を受講する旨の誓約書を提出せたうえで許可することも可とする（この措置は平成9年7月3日までに許可申請を行う者についての特例措置とする。）
	変更許可の申請に際し、あらかじめ改正法に基づき厚生大臣が認定した新規許可講習会を受講し、修了することは不要。	
非受講者	更新許可の申請に際し、あらかじめ改正法に基づき厚生大臣が認定した更新許可講習会を受講し、修了することが必要。	改正法に基づき厚生大臣が認定した新規許可講習会を受講し、修了することが必要。
	変更許可の申請に際し、あらかじめ改正法に基づき厚生大臣が認定した新規許可講習会を受講し、修了することが必要。	

※ 旧講習会とは、昭和49年以降に厚生大臣が認定した産業廃棄物処理業の新規許可に係る講習会をいう。

#### 制、取扱手続きについて。

- ② 再生した製品を販売するに当たっての規制はあるか。
- A) ①について、産業廃棄物処理業の許可又は再生利用の個別指定が必要である。  
 ②について、製品として販売する場合は、廃棄物処理法の適用を受けない。

#### 7. 法第21条関係（技術管理者）

Q18 令7条に規定する基準に満たない処理施設を複数設置し、トータルとして処理能力が大きくなる場合にも技術管理者を置かなくてもよいか。

- A) 複数の施設が一体としてとらえられる場合に合計能力が設置許可対象となれば、技術管理者を置く必要がある。

Q19 改正廃棄物処理法の施行前に取得した技術管理者資格は、今後どうなるか。

- A) 一定の要件を満たしているが、平成7年3月31日までに厚生大臣が認定する講習を受講する必要がある。

#### 廃棄物処理法Q & Aの訂正

本誌第13号に掲載しましたQ & Aのうち「Q22」を下記のとおり訂正します。（厚生省環境整備課長通知（H4.8.31日付 衛環245号）の訂正によるもの。）

#### Q22

産業廃棄物処理業の許可の更新の期限の起算日について、次のように解してよいか。

- (1) 改正法第14条の第1項の許可を受けた者であって同法第14条の2第1項の変更の許可を受けたものについての業の許可の更新については、第14条第1項許可を受けた日を起算日とする。
- (2) 平成元年7月4日以降に、旧法第14条第1項の許可を受けた収集運搬業者であって旧法第14条第5項の変更許可を受けたものの業の許可についての、改正法第14条第2項の規定による最初の更新については、改正令附則第3条の規定により、当該変更許可を受けた日を起算日とする。
- A いずれもお見込みのとおり。

## 改正廃棄物処理法の留意点

### 産業廃棄物処理業の許可制度等を中心として

#### はじめに

廃棄物処理法の改正法が施行されてから5ヶ月を経ました。この間、関係者には、種々の説明会等を通じてその内容を既にご承知のことと思います。

この改正の内容は、産業廃棄物に関しては、処理基準の強化、処理業、処理施設の規制の強化等が挙げられます。それらのうち処理業については、許可区分の細分化と許可要件の強化、処理施設については、その設置が許可制となり、管理体制の強化が図られました。

改正法による新しい制度に基づく処理業の許可、処理施設に置く技術管理者の資格認定等の前提となる大臣認定許可講習や技術管理者の認定講習が、既に全国各地で開催されており、何れの会場も満員の盛況で、産業廃棄物処理業等への関心の高さが窺われます。

ところが、これら講習の受講希望者のなかには、産業廃棄物の種類とこれに対応する処理業の許可区分、大臣認定許可講習制度、技術管理者制度等について充分理解しないまま受講申込をされる向きも見られます。

そこで本稿では、以上のような点をふまえて、処理業許可、廃棄物処理施設、技術管理者制度等についてそれぞれの経過措置をも含めて当面留意すべき事項を概説したいと思います。

#### 1. 特別管理産業廃棄物の指定

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等の特性を有するため、その処理にあたって特別の管理を必要とするものを特別管理産業廃棄物として指定し、その処理基準が強化整備され、その処理

を業として行う場合にも特別の許可が必要となつた。

廃棄物の分類は、別表1のとおり。

#### 2. 産業廃棄物処理業の許可とその区分について

産業廃棄物の処理(収集運搬、処分(中間処分、最終処分))業は、従前は、処理業一本の許可であった(許可事業の範囲として処理の形態、取扱品目の制限があったが)、改正法では、許可に係る業態が次の四つに区分された。

- 1) 産業廃棄物の収集運搬業(法14条1項)
- 2) 産業廃棄物の処分業(法14条4項)
- 3) 特別管理産業廃棄物の収集運搬業(法14条の4、1項)
- 4) 特別管理産業廃棄物の処分業(法14条の4、4項)

これら四つの区分は俊別され、例えば、より取扱いの困難な特別管理産業廃棄物の処分業の許可を取得していれば、他の業務も出来るというわけではない。ただし、特別管理産業廃棄物処理業者で「感染性産業廃棄物」又は「ばいじん」の処理を行う者は、その許可を受けた区分及び事業の範囲に対応する特別管理一般廃棄物を取り扱うことが出来る。(但書 法14条の4、10項)

#### 3. 処理業の許可要件としての申請者の能力等について

処理業の許可を得るにあたっては、その業を的確に、かつ、継続して行うに足りる施設と、申請者の能力及び経理的基礎が必要となる。(省令10条、10条の5、10条の13及び10条の16)

- (1) 施設に係る基準

受けようとする許可の区分（産業廃棄物の収集、運搬及び処分、特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分）に応じてその事業の用に供する施設、設備が基準に適合すること。

この場合、受けようとする許可が処分業であって、その事業の用に供する施設が令7条の産業廃棄物処理施設に該当するときは、処理業の許可を受ける前に、先ず改正法15条による処理施設の設置許可を受けなければならないので留意すること。

#### (2) 申請者の能力に係る基準

受けようとする許可の区分に応じて、次の者が厚生大臣が認定する講習を受講し修了していることが必要である。

##### 1) 申請者が法人である場合

代表者若しくは、その業務を行う役員又は業を行おうとする区域の事業場の代表者

##### 2) 申請者が個人である場合

申請者本人又は業を行おうとする区域の事業場の代表者

##### 3) 受講対象者は、上記の1)及び2)に限られ、これら以外の者が受講しても許可要件とはならないので充分注意すること。

また、「事業を行おうとする区域の事業場の代表者」とは、例えば、「複数県にわたって業を行おうとする者でその内の一つの県の事業場の代表者」であって、「一つの県内のみで業を行おうとする場合のその中の一つの事業場の代表者」というのではない。

### 4. 処理業の許可更新期間について

#### (1) 許可期間

許可年月日 昭和63年8月10日	昭 63 . 8 . 10 許可日	平成元年 7月3日	平成4年 7月4日	平成5年 7月3日
		平 4 . 8 . 10 応當日	平 5 . 8 . 10 更新日	1年

改正法では、処理業の許可に5年の期限が付けられた。この期間の経過によって許可は失効し、従って、その後も継続して業を行おうすれば、更新許可が必要となる。

この更新許可にあたっても、その要件として更新許可講習の受講が必要となる。

#### (2) 許可期間の経過措置

旧法による許可には期限が法定されてはいなかった（ただ、行政庁の裁量として期限が付されていた。）が、改正法では5年と法定された。これにより、旧法に基づき付された期限は失効し、全て5年となった。

しかし、旧法で許可を受けた者（既存業者）の許可期間は、改正法によってどうなるのか、これが「経過措置」の問題である。政令は改正法施行後の最初の更新日について、次のように定めている。（令附則3条）

##### 1) 現在有している許可を平成元年7月4日以降に受けた者

許可を受けた日から5年。（これは単純に5年を数えればよい）

##### 2) 現在有している許可を平成元年7月3日以前に受けた者

平成4年7月4日から同5年7月3日までの間の、許可を受けた日（許可を受けた年は問題でない、その月日を重視）に応當する日から1年。（例えば、昭和63年8月10日に許可を受けた者の許可期限は、平成5年8月9日に満了する、従って、改正後の最初の更新日は、その翌日の8月10日となる。これを図示すると次のとおり）

(3) 特別管理産業廃棄物処理業の許可の経過措置  
改正法では、産業廃棄物のうち特別管理産業廃棄物が指定され、これを扱う処理業も特別の許可が必要になった（法14条の4）ことは前述のとおりである。

この場合、既存業者で、これまで特別管理産業廃棄物に相当する産業廃棄物を取り扱ってきた者は、平成5年6月30日までは、改正法による特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けなくとも、当該特別管理産業廃棄物の処理を業として行うことができる。（令附則5条）

この許可を受けるためには大臣認定の許可講習の受講が必要であることは、前述のとおり。

## 5. 産業廃棄物処理施設と技術管理者について

### （1）産業廃棄物処理施設

1) 設置許可対象となる産業廃棄物処理施設  
産業廃棄物処理施設の設置は、旧法では届出制であったが、改正法では許可制に変わった。許可対象となる処理施設に新たに産業廃棄物の種類の限定なしに5t／日を超える能力を有する焼却施設が加えられた。

令7条に規定する産業廃棄物処理施設は、別表2のとおり

#### 2) 設置許可の経過措置

旧法により産業廃棄物処理施設の設置を届出した者は、旧法による変更命令を受けて変更をしていない者等を除き、改正法による許可を受けた者と見做される。

### （2）産業廃棄物処理施設と技術管理者

#### 1) 技術管理者の設置対象施設

処理施設の設置者（事業者、処理業者とも）は、その施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させる技術管理者を置かなければならぬ。これは、従前と変わりはない。

しかし、改正法により、新たに3,000m<sup>2</sup>以上の安定型最終処分場、1,000m<sup>2</sup>以上2,000m<sup>2</sup>

未満の管理型最終処分場と前述の焼却施設が技術管理者の設置対象となった。

これで、令7条に規定する処理施設の全てが技術管理者の設置対象施設となったわけである。

#### 2) 技術管理者設置についての経過措置

改正法により新たに技術管理者の設置対象となった処理施設で従前から、その維持管理に関する技術上の業務を担当している者は、平成7年3月31日までは、それぞれの施設の技術管理者の資格を有するものと見做される。（省令附則5条2項）

#### 3) 技術管理者の資格

技術管理者については、今後の処理施設の高度化が見込まれること、住民に対する信頼性を高めること等から、改正法においては、その業務も強化され、これに伴い技術管理者のレベル・アップが図られた。

技術管理者の資格は、旧法では、所定の学歴と実務経験年数があればそのまま即資格が付与されたが、改正法では、それらの学歴・経験年数を経て、更に厚生大臣の認定講習を修了しなければならなくなつた。

#### 4) 技術管理者資格の経過措置

旧法に基づく規定による技術管理者であった者は、平成7年3月31日までは、それぞれの担当した施設の種類に応じ、改正法に基づく規定による資格を有するものと見做される。（省令附則5条1項）

## 6. 特別管理産業廃棄物管理責任者について

### （1）特別管理産業廃棄物管理責任者

改正法では、特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、その設置している事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者（以下、単に「管理責任者」という）を置かなければならなくなつた。（法12条の2、4項、

## 5項)

この管理責任者の資格は、厚生大臣の認定講習の修了者か、これと同等以上の知識を有すると認められた者とされた。認定講習の実施要領等は未だ定められていないが、感染性廃棄物を生ずる医療関係機関等においては、「同等以上の知識を有する者」として医師、看護婦等の資格を有する医療関係技術者が認められている。

(感染性廃棄物処理マニュアル)

## (2) 管理責任者資格の経過措置

旧法12条5項による産業廃棄物処理責任者で

あった者または改正法による特別管理産業廃棄物処理の業務に責任を有している者は、平成7年3月31日までは、改正法による管理責任者の資格を有するものとみなされる。(省令附則4条)

- (注) (1) 改正法 改正廃棄物処理法  
 (2) 旧 法 改正前の廃棄物処理法  
 (3) 各文末に根拠法令としてカッコ内に表示した「法、令、省令」は、それぞれ「法律、政令、厚生省規則」で、何れも改正後の法令である。

別表-1

## 廃棄物の分類 (法第2条関係)

**廃棄物**:ごみ・粗大ごみ・燃えがら・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体その他の汚物又は不要物であって。固形状又は液状のもの。(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く)

## ◎一般廃棄物:産業廃棄物以外の廃棄物

○特別管理一般廃棄物:爆発性、毒性、感染性、その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの。	
種類	対象
1. P C Bを使用する部品	イ、廃エーコンディショナー ロ、廃テレビジョン受信機 ハ、廃電子レンジ (いずれも、事業活動に伴って生じたものを除く)
2. ばいじん 集じん施設によって集められたものに限る。	処理能力が5t/日以上のごみ処理施設であって、ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられている焼却施設
3. 感染性一般廃棄物  感染性病原体が含まれ 若しくは付着している 廃棄物又は、これらの おそれのある廃棄物。	イ、病院 ロ、診療所 ハ、衛生検査所 ニ、老人保健施設 ホ、その他 ①助産所 ②国又は地方公共団体の試験研究機関 (医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る) ③大学及びその付属研究機関 (医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る) ④学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 (医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限り、②及び③に該当するものを除く)

## ◎産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、次により示されるもの。

種類	対象
1. 燃え殻	
2. 汚泥	
3. 廃油	
4. 廃酸	
5. 廃アルカリ	
6. 廃プラスチック類	
7. その他	<p>1) 紙くず パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにP C Bが塗布されたもの。</p> <p>2) 木くず 建設業に係るもの（工作物の除去に伴って生じたものに限る）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造及び輸入木材の卸売業。</p> <p>3) 繊維くず 繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く）。</p> <p>4) 動植物性残渣 食料品製造業、医薬品製造又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。</p> <p>5) ゴムくず</p> <p>6) 金属くず</p> <p>7) ガラスくず 及び陶磁器くず</p> <p>8) 鉛さい</p> <p>9) 建築廃材 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物。</p> <p>10) 動物のふん尿 奮農業に係るものに限る。</p> <p>11) 動物の死体</p> <p>12) ばいじん 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙施設又は事業活動に伴って生じる次の廃棄物の焼却施設において発生する「ばいじん」であって、集じん施設によって集められたもの。 イ、汚泥 ロ、廃油 ハ、廃酸 ニ、廃アルカリ ホ、廃プラスチック類 ヘ、1)紙くずのうち、P C Bが塗布されたもの ド、6)金属くずのうち、P C Bが付着し、又は封入されたもの</p> <p>13) 13号廃棄物 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる廃棄物を処分すめたるに処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの。</p>

## ○特別管理産業廃棄物：爆発性、毒性、感染性、その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する次のもの

種類	対象
1. 廃油	燃えにくいものを除く 挥発油類、灯油類及び軽油類
2. 廃酸	著しく腐食性を有する P H 2.0以下のもの
3. 廃アルカリ	もの P H 12.5以上のもの

4. 感染性産業廃棄物		イ、病院 口、診療所 ハ、衛生検査所 ニ、老人保健施設 ホ、その他 ①助産所 ②国又は地方公共団体の試験研究機関 〈医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る〉 ③大学及びその付属研究機関 〈医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る〉 ④学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明 に係る試験研究を行う研究所 〈医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限り、②及び③に該当 するものを除く〉
汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ ・廃プラスチック類・ゴムくず ・金属くず・ガラス等		
燃え殻	燃え殻・汚泥・廃油・ 廃酸・廃アルカリ・ 廃プラスチック類・ 又は前各号に掲げる 廃棄物を処分するた めに処理したもの	
5. 特定有害産業廃棄物		
イ. 廃P C B等	廃P C B及びP C Bをふくむ廃油	
ロ. P C B汚染物	紙くず（P C Bが塗布されたものに限る）、P C Bが付着し若しくは封入された廃プラスチック類、若しくは金属くず。	
ハ. 指定下水汚泥	<p>下水道法施行令第13条の2に規定された汚泥：            48年總理府令第5号（以下「府令」と言う）別表第8の1から10の項に示された基準に適合しないものに限る。</p> <p>当該汚泥を処分するために処理したもの：            廃酸、廃アルカリの場合…府令別表第5の1から8、13及び14の項に示された基準に適合しないものに限る。</p> <p>それ以外の場合…府令別表第7の1から10の項に示された基準に適合しないものに限る。</p>	
二. 鉛 さ い	<p>府令別表第8の1から3、5及び6の項に示された基準に適合しないものに限る。</p> <p>当該鉛さいを処分するために処理したもの：            廃酸、廃アルカリの場合…府令別表第5の1から3、5及び6の項に示された基準に適合しないものに限る。</p> <p>それ以外の場合…府令別表第7の1から3、5及び6の項に示された基準に適合しないものに限る。</p>	
ホ. 廃石綿等	<p>①建築物に用いられる材料で、石綿を吹き付けられたものから石綿除去事業により除去された当該石綿。</p> <p>②建築物に用いられる材料であって石綿を含むもののうち、石綿建材除去事業により除去された次のもの。</p> <p>イ) 石綿保温材 ハ) パーライト保温材</p> <p>ロ) けいそう土保温材 ニ) 人の接触、気温及び振動等により、イ) からハ) に掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材</p> <p>③石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣、その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれがあるもの。</p> <p>④大気汚染防止法第2条第7項に規定する特定粉じん発生施設において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの。</p> <p>⑤前号の施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルター、その他の用具又は器具であって石綿が付着しているおそれのあるもの。</p>	

種類	対象	基準	種類	対象	基準
ヘ、水銀又はその化合物を含むもの 当該物を処分するために処理したもの	ばいじん 廃酸・廃アルカリ	3-2 5-1 7-1	ヨ、鉛又はその化合物を含むもの 当該物を処分するために処理したもの	汚泥 廃酸	6-3 3-15 5-3
ト、カドミウム又はその化合物を含むもの 当該物を処分するために処理したもの	ばいじん・燃え殻 廃酸・廃アルカリ		廃アルカリ	その他	7-3
チ、鉛又はその化合物を含むもの 当該物を処分するために処理したもの	ばいじん・燃え殻 廃酸・廃アルカリ		タ、有機塩化合物を含むもの 当該物を処分するために処理したもの	汚泥 廃酸	6-4 3-16 5-4
リ、六価クロム化合物を含むもの 当該物を処分するために処理したもの	ばいじん・燃え殻 廃酸・廃アルカリ	3-5 6-3 7-3	廃アルカリ	その他	7-4
ヌ、砒素又はその化合物を含む物 当該物を処分するために処理したもの	ばいじん・燃え殻 廃酸・廃アルカリ		レ、六価クロム化合物を含むもの 当該物を処分するために処理したもの	汚泥 廃酸	6-5 3-17 5-5
ル、トリクロロエチレンを含むもの 当該物を処分するために処理したもの	廃油 廃酸・廃アルカリ		廃アルカリ	その他	7-5
ヲ、テトラクロロエチレンを含むもの 当該物を処分するために処理したもの	廃油 廃酸・廃アルカリ	3-11 5-13 7-9	ソ、砒素又はその化合物を含む物 当該物を処分するために処理したもの	汚泥 廃酸	6-6 3-18 5-6
ワ、水銀又はその化合物を含むもの 当該物を処分するために処理したもの	汚泥 廃酸 廃アルカリ		廃アルカリ	その他	7-6
カ、カドミウム又はその化合物を含む物 当該物を処分するために処理したもの	汚泥 廃酸 廃アルカリ		ツ、シアノ化合物を含むもの 当該物を処分するために処理したもの	汚泥 廃酸	6-7 3-19 5-7
リ、トリクロロエチレンを含むもの 当該物を処分するために処理したもの	汚泥 廃酸 廃アルカリ	3-13 5-1 7-1	その他	その他	7-7
ヲ、テトラクロロエチレンを含むもの 当該物を処分するために処理したもの	汚泥 廃酸 廃アルカリ		キ、P C B を含むもの 当該物を処分するために処理したもの	汚泥 廃酸	6-8 3-20 5-8
ハ、カドミウム又はその化合物を含む物 当該物を処分するために処理したもの	汚泥 廃酸 廃アルカリ		廃アルカリ	その他	7-8
カ、カドミウム又はその化合物を含む物 当該物を処分するために処理したもの	汚泥 廃酸 廃アルカリ	3-14 5-2 7-2	ナ、トリクロロエチレンを含むもの 当該物を処分するために処理したもの	汚泥 廃酸	6-9 3-21 5-13
リ、トリクロロエチレンを含むもの 当該物を処分するために処理したもの	汚泥 廃酸 廃アルカリ		廃アルカリ	その他	7-9
ヲ、テトラクロロエチレンを含むもの 当該物を処分するために処理したもの	汚泥 廃酸 廃アルカリ	3-22 5-14 7-10	ラ、テトラクロロエチレンを含むもの 当該物を処分するために処理したもの	汚泥 廃酸	6-10 3-22 5-14
ハ、カドミウム又はその化合物を含む物 当該物を処分するために処理したもの	汚泥 廃酸 廃アルカリ		廃アルカリ	その他	7-10

## 特別管理産業廃棄物の表中「5のへ」以下の表についての留意事項

- 「対象」欄は、当該廃棄物の発生施設、工場等を政令の条文で示したもので、「3-2」とあるのは政令「別表第3の2の項」を示すものである。
- 「基準」欄は、当該廃棄物が特別管理産業廃棄物に該当する基準値を府令の条文で示したもので「6

ー1」とあるのは府令「別表第6の1の項」を示すものである。

(いずれも、府令別表の各項の第3欄の基準に適合しないものが特別管理産業廃棄物に該当することになる。)

注1) 政令とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」をいう。

注2) 府令とは、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」をいう。

別表-2

## 産業廃棄物処理施設 (政令第7条)

- 1 汚泥の脱水施設であって、一日当たりの処理能力が $10\text{m}^3$ を超えるもの
- 2 汚泥の乾燥施設であって、一日当たりの処理能力が $10\text{m}^3$  (天日乾燥施設にあっては、 $100\text{m}^3$ ) を超えるもの
- 3 汚泥 (P C B処理物であるものを除く。) の焼却施設であって、一日当たりの処理能力が $5\text{m}^3$ を超えるもの
- 4 廃油の油水分離施設であって、一日当たりの処理能力が $10\text{m}^3$ を超えるもの (海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条14号の廃油処理施設を除く。)
- 5 廃油 (廃P C B等を除く。) の焼却施設であって、一日当たりの処理能力が $1\text{m}^3$ を超えるもの (海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。)
- 6 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、一日当たりの処理能力が $50\text{m}^3$ を超えるもの
- 7 廃プラスチック類の破碎施設であって、一日当たりの処理能力が $5\text{t}$ を超えるもの
- 8 廃プラスチック類 (P C B汚染物であるものを除く。) の焼却施設であって、一日当たりの処理能力が $0.1\text{t}$ を超えるもの
- 9 政令別表第5の下欄に掲げる物質 (有害物を含む物質) を含む汚泥のコンクリート固型化施設
- 10 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- 11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- 12 廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物の焼却施設
- 13 P C B汚染物の洗浄施設
- 13の2 産業廃棄物の焼却施設 (前記3、5、8及び12に掲げるものを除く。) であって、一日当たりの処理能力が $5\text{t}$ を超えるもの
- 14 産業廃棄物の最終処分場であって、次に掲げるもの
  - イ 政令第6条の4第3号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所
  - ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所 (水面埋立地を除く。) であって、その面積が $3,000\text{m}^2$ 以上のもの
  - ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所 (水面埋立地にあっては、主としてイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境庁長官及び厚生大臣が指定する区域に限る。) であって、その面積が $1,000\text{m}^2$ 以上のもの

## 入会のご案内

産業廃棄物関係業界が、互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、産業廃棄物処理問題をめぐる住民との信頼関係を回復することができると思います。

こうした考え方方に立って全国的にも稀な、行政排出事業者、処理業者の三位一体の協会が平成元年に発足したところであります。また、この協会

は産業廃棄物の処理を通して「安心して住める、岐阜県づくり」に貢献することが願いで、期待が寄せられております。

については、ぜひ、ご加入いただき、会員としての信用と各種事業の成果を享受され、事業経営の一助とされますようご案内申しあげます。

(くわしくは、事務局にお尋ねください。)

社団法人岐阜県環境保全協会  
〒500 岐阜市薮田1-101 岐阜県水産会館1F  
TEL. 0582-72-9293・FAX. 0582-72-6764

### 協会要覧（平成4年度版）の訂正

1 18ページ あの部

新井真一

新井建材

↓

新井建材(有)

新井真一

2 20ページ えの部

エアーリフト株

↓

カワサキヘリコプタシステム株

3 32ページ ちの部

株近松組

↓

近松建設株

4 34ページ ちの部 株中部クリーンの項を削除

38ページ にの部 ニュークリーンサービスの項を削除

(注) 新入会員については、本号の新入会員の紹介欄をもって要覧登載に替えさせていただきます。

## 編集後記

### 図書紹介 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

厚生省産業廃棄物対策室 監修 A5版・150頁

定価(税込み) 2,500円

発行 株式会社社会保険研究所

改正廃棄物処理法では、医療関係機関等から排出された感染性廃棄物は特別管理廃棄物に指定され、排出者側に加えて感染性廃棄物を扱う清掃・収集・運搬・処分の各事業者に対してもより厳密な管理が求められる事となった。

本書は改正法の新たな取扱いを解説するとともに、旧ガイドラインと新マニュアルの比較、関係法令・関係通知等の資料を網羅した。各医療関係

機関や事業者にとって必携の一冊である。

(備考) 購入を希望される方は、事務局に「申込書」を用意しておりますので利用ください。

申込先:〒103 東京都中央区日本橋塚留町2-8-4  
日本橋コアビル4F

(附)日本産業廃棄物処理振興センター

☎(03)3668-6511 FAX(03)3668-6512

### 編集後記

明けましておめでとうございます。

昨年は、廃棄物処理法の大改正法と特定施設整備促進法が、あい次いで施行され、そして、これらに先立って施行されたリサイクル法と、廃棄物関連三法が出揃い、これらの制度的枠組みをにらんだ廃棄物処理問題への「公共関与」の検討が全国各地で動き出すなど、まさに、新たな廃棄物処理体制への始動の年がありました。

今年は、その2年目に入り、21世紀に向けた新しい廃棄物処理システムを求めて努力しなければならない年であると思います。

さて、本号は、いわば新年号でもあり、とくに、巻頭には、岐阜県知事さん、岐阜市長さんから、年頭のご挨拶として、私どもの今後進むべき方向についてのご示唆と、ご激励を賜りました。厚くお礼申し上げます。

また、本号では、昨年11月4日に開催した大イベント「地球環境百科展」を特集し、更に改正廃棄物処理法施行その後の質疑等に応えた解説の登載など大変よろばった内容となりました。

私ども広報編集委員といたしましては、新しい年を迎え、今後とも、会報が有益な、よりよい情報の提供の場となるよう頑張ってまいりたいと思っております。

なお、最近は、法改正の解説記事等堅苦しい誌面が続いたためか、事務局から、「新年号ぐらいは、なにか柔らかいものを・・・」と頼まれ、本号の担当編集委員としての責任上「一富士、二鷹・・・」なる拙文を投じました。ご一笑ください。

なにはともあれ、本年もよろしくお願ひ申し上げます。

(広報編集委員 山村けい)

### ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 蒔田 浩

委員 松井 守 各務 遥 菅原 一郎

野々村 清 野村 清晴

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用してあります。)



### 協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成5年1月1日発行

第14号

編集 発行 社団法人 岐阜県環境保全協会

理事長 梶 原 拓

〒500 岐阜市薮田1丁目101番地 水産会館1階

TEL <0582> 72-9293

FAX <0582> 72-6764

印刷 共和印刷株式会社

